

2-164-07

礼部より世子尚育あて、道光十六年の進貢頭号船の貨物の免税措置について知らせる咨(付 上奏文)

(道光十七《一八三七》、一、十九)

(本文)

礼部、知照の事の為にす。

主客司の案呈あり。「内閣の抄出にいう。『閩浙総督兼署福州將軍鍾の奏せる、琉球国の例貢を恭進せる頭号船、閩に到り、随帶せる貨物は例に循いて免税するを為す等の因ありの一摺は、道光十六年十二月二十三日、硃批を奉ず。知道せり、と。此れを欽む。又、免過せる税銀数目の清單一件は、同日、硃批を奉ず。覽たり、と。此れを欽み欽遵す』と。二十六日に抄出、部に到る。相い応に原抄を抄録して琉球国王世子に知照すべきこと可なり」と。須らく咨に至るべき者なり。

右、琉球国王世子に咨す 計、粘單一紙あり

道光十七年(一八三七) 正月十九日

(付文)

閩浙総督兼署福州將軍奴才鍾祥、跪奏す。琉球国の頭号貢船、閩に到り、随帶せる貨物は例に循いて免税するを恭摺して奏聞する事の為にす。

道光十六年十月初九日、南台口の税務・防禦を委管せる霍隆武

の稟に拠るに称す。「琉球国の進貢の頭号夷船一隻、九月三十日に進口す。通事周大光に拠りて、該船の随帶せる貨物の清單を開送す。則例に按じて核計するに、共に応に徴すべき税銀は一百六十一兩二錢九分九釐なり」と。奴才、当即に向例を查照して批して其の輸納を免ぜしめ、以て聖主の柔遠の深仁を広め、並びに夷使に宣示し去後る。

随いで該委員霍隆武の稟報に拠るに、「該通事周大光、官伴・水梢人等を率領し、歛欣感激して関に赴き関を望みて天恩に叩謝す」等の情あり。方物を恭進し、館駅に安頓するの各事宜は、督撫衙門より例に照らして辦理し具奏するを除くの外、所有の免過せる税銀の数目は、理として合に恭摺して奏聞すべし。並びに清單を繕いて御覽に敬呈す。伏して皇上の聖鑑を乞う。謹んで奏す。

謹んで、琉球国の進貢の頭号船一隻進口し、随帶せる貨物の、則例に按じて科算し、免過せる税銀の数目を將て清單を敬繕し、御覽に恭呈す。

金紙匣屏一架 税銀五錢、銅器五十觔 税銀二錢五分、棉紙六十二觔八兩 税銀三分九厘、白紙扇五百把 税銀三錢、海帶菜九萬八千觔 税銀七十八兩四錢、魚翅二千五百觔 税銀一十一兩三錢七分五厘、鮑魚九千七十觔 税銀四十一兩二錢六分八厘、海參八千觔 税銀二十四兩、目魚乾七百四十六觔 税銀七錢四分六厘、醬油三千四百觔 税銀二兩七錢二分、火酒六十五壇 税銀五錢八分五厘、刀石一千觔 税銀四錢、茶油八百九十五觔 税銀

七錢一分六厘

以上、共に免過せる税銀は一百六十一兩二錢九分九厘なり。

注\*本文書の咨覆は「二六七―一八」である。

2-164-08

福建布政使司より世子尚育あて、道光十四年・十六年の進貢  
関連事項の処置、冊封の請願、琉球難民の救助等について知  
らせる咨（道光十七《一八三七》、五、七）

署福建等処承宣布政使司、進貢の事の為にす。

① 貴世子の咨を准くるに開す。

照得するに、敝国は海隅に僻処し、世々天朝の鴻恩に沐し、会  
典に遵依して二年に一貢す。欽遵して案に在り。

茲に道光十六年の貢期に当たり、特に耳目官向大休・正議大夫  
孫光裕・都通事梁必達等を遣わし、表章を齎捧せしむ。梢役共に  
二百員名を過ぎざるを率領し、海船二隻に坐駕して、煎熟硫黄一  
万二千六百觔・紅銅三千觔・煉熟白剛錫一千觔を分載し、前み詣  
りて投納せんとす。乞為わくは<sup>ねが</sup> 兩院に<sup>撫</sup> 転詳し、具題して貢使向  
大休等を將て員に委し護送して京に赴かしめ、聖禧を叩謝せしめ  
んことを。並びに歴貢の事例を查照して、閩に留まる員役を除く

の外、其の余の兩船の官伴・水梢は、事務の完竣するを待ちて、  
来夏の早汎に于て原船に坐駕して帰国するを准されんことを乞  
う。則ち特に航海の末員、風濤の虞れを免るを得るのみならず  
して、将来の貢典も亦た期を愆<sup>あやま</sup>る無からん。合に就ちに<sup>ただ</sup> 移咨して  
查照せしむべし、等の因あり。

又、天恩に恭謝する事の為にす。

③ 貴世子の咨を准くるに開す。

窃かにおもひに、臣、海隅に僻処するも、世々皇仁に沐し、優  
恤加うることに有りて已むこと無し。道光十四年、謹んで陪臣の耳  
目官向如山・正議大夫紅泰熙等を遣わし、表を齎し朝京せしむ。

皇上、瀛台に駕莅するに欣遇し、使臣向如山等、西華門外に在  
りて天顔を瞻仰す。又、殊恩を蒙り、玻璃器・磁器・鼻烟壺・荷  
包・茶葉・鮮菓等の件を賞賜せらる。並びに鯉魚・葡萄・硃橘・  
福橙等の件を賞せらる。又、正副使臣・都通事に皮帽・綱羊皮  
袍・綢棉襖褲・糸帶・綢襪・緞靴・皮領等の件を加賞せられ、從  
人等に皮帽・布羊皮袍・布棉襖褲・布帶・布棉襪・布靴・皮領等  
の件を加賞せらる。又、使臣向如山等、叨くも皇恩を荷り、除夕  
の宴卓・漢羊・鶏・鵝・魚・酒等の件を加賞せらる。

又、太和殿に赴きて随班して朝賀の礼を行う。克食の羊肉・蒸  
食・奶餅を加賞せらる。又、粧緞・漳絨・八系緞・荷包等の件を  
加賞せらる。

又、山高水長に在りて跪きて聖安、回国を請うの時、飲んで諭